



14時 東海三県地盤沈下調査会同時発表

平成27年8月31日(月) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
環境管理課	環境安全係	山内 康裕	内線 2835 直通 058-272-8232 FAX 058-278-2610

## 平成26年における岐阜県の地盤沈下の状況について

岐阜県では、昭和47年から「東海三県地盤沈下調査会」と連携して、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」(昭和60年閣議決定)の観測地域である岐阜・西南濃地域約350km<sup>2</sup>の範囲を対象に地盤沈下の状況を調査し、把握に努めています。

東海三県地盤沈下調査会による濃尾平野の地盤沈下の状況公表に合わせ、以下のとおり岐阜県の地盤沈下及び地下水位の状況等についてお知らせします。

記

**○ 面的な沈下を表す「沈下域」<sup>※1</sup>は認められず、沈下は安定してきています。**  
**なお、沈下を示した水準点(沈下点)は認められていることから、引き続き監視を行います。**

※1 「沈下域」とは、年間1cm以上の沈下を示した水準点が3点以上隣接している地域(面積)のこと。

### 1 岐阜県の地盤沈下の状況

#### (1) 地盤沈下の状況 (基準日:平成26年11月1日)

##### ア 沈下した水準点

県内の水準点135点について測量を実施したところ、沈下を示した水準点は88点(約65%)でした。

県内の主要水準点における標高変動状況は別紙1のとおりです。

##### イ 沈下域

面的な沈下を示す沈下域は認められませんでした。

県内の沈下域面積の経年変化、観測開始からの累積沈下量の大きい水準点の状況は別紙3のとおりです。

#### 沈下を示した水準点の数及び沈下面積(最近5年間の状況)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
水準点数		134	173	134	166	135
沈下点 (点)	2cm以上	0	0	0	0	0
	1cm以上2cm未満	0	2	6	0	4
	1cm未満	36	159	127	139	84
	計	36	161	133	139	88
沈下域 (km <sup>2</sup> )	2cm以上	0	0	0	0	0
	1cm以上2cm未満	0	約0	約0	0	約0
	計	0	0	0	0	0

備考1 沈下域の面積で「約0km<sup>2</sup>」とは、年間1cm以上沈下した水準点は存在するものの沈下域の形成には至らなかったことを示している。また、「0km<sup>2</sup>」とは、年間1cm以上沈下した水準点も存在しないことを示し

- ている。
- 2 平成22年から一部の水準点の観測を隔年で実施することとしたため、年により水準点数が大幅に増減している。
  - 3 隔年で観測を実施している水準点の沈下量は、1年あたりで換算している。

## (2) 地下水位の状況

地下水位観測調査を25か所(27井)で実施していますが、年平均地下水位は平成25年より若干上昇(+2.5cm)<sup>※2</sup>しました。

なお、主な観測井における年平均地下水位変動状況は、別紙2のとおりで、過去の年平均地下水位と比較すると、最近は横ばい又は上昇傾向にあります。

※2 調査を実施している27井のうち、神戸井については、平成25年調査において測定機器の不具合による欠測のため、除いて算出しました。

## 2 地下水採取の自主規制等の状況

西濃地域においては、地下水の保全及び適正利用等を目的として、「西濃地区地下水利用対策協議会」が組織されており、地下水の保全と有効利用の意識向上に努めています。

## 3 今後の方針

地盤沈下防止を図るため、引き続き次の施策の推進に努めます。

ア 水準測量、地下水位観測の継続的な実施

イ 地下水揚水量の適正化を図るよう、「西濃地区地下水利用対策協議会」及び「岐阜地区地下水対策協議会」との連携の強化

## 参考資料

### ○ 濃尾平野全体の地盤沈下の状況

平成26年は、水準点886点のうち356点（約40%）が沈下を示しましたが、沈下域は認められませんでした。

	調査年	濃尾平野	うち岐阜県
沈下点 ( )内は 測量した水準点数	平成25年	653 (927)	139 (166)
	平成26年	356 (886)	88 (135)
沈下域 (km <sup>2</sup> )	平成25年	約 0	0
	平成26年	約 0	約 0

備考1 沈下域の面積で「約0km<sup>2</sup>」とは、年間1cm以上沈下した水準点は存在するものの沈下域の形成には至らなかったことを示している。また、「0km<sup>2</sup>」とは、年間1cm以上沈下した水準点も存在しないことを示している。

### ○ 地盤沈下の機構

地盤沈下は、過剰な地下水採取等により、主として粘土層が収縮することで生じる現象です。

地下水は雨水や河川水等の地下浸透により補給されていますが、この補給量にみあう以上の量を汲み上げることによって、地下水位が低下し、粘土層の間隙水が排出されて、粘土層が収縮することにより発生します。

#### <参考>

##### 1 東海三県地盤沈下調査会

- ・昭和46年8月設立
- ・構成機関：国土交通省中部地方整備局、同省国土地理院中部地方測量部、東海三県一市等10機関
- ・事務局：国土交通省中部地方整備局河川計画課、同省国土地理院中部地方測量部

##### 2 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

- ・昭和60年4月閣議決定
- ・岐阜・西南濃地域（7市11町）は「観測地域」として、地盤沈下・地下水位等の状況の観測又は調査に関する措置を講ずる区域に位置づけられている。

##### 3 西濃地区地下水利用対策協議会

- ・昭和49年6月設立
- ・構成機関：大垣市他1市7町、中部経済産業局、岐阜県及び地下水利用者（平成26年度末現在137事業所）

##### 4 岐阜地区地下水対策協議会

- ・昭和50年7月設立
- ・構成機関：岐阜市他5市3町、岐阜県及び地下水利用者（平成26年度末現在36事業所）

##### 5 岐阜県の地盤沈下水準測量地域（岐阜・西南濃地域：5市6町）

- ・岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町